空港出張所	
空港・航空路監視レーダー事務所	
（所掌事務）	

第三十七条　空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～二十五　（略）

二十六　建築施設に関する工事及び保守に関すること。

二十七　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

二十八～三十　（略）

三十一　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設の工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

三十二～三十九　（略）

（新千歳空港事務所等に置く部）

第四十条　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。

総務部

空港安全部（東京空港事務所に限る。）

管制保安部

施設部（東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（総務部の所掌事務）

第四十一条　（略）

２　鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の総務部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

３・４　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること。

十四～十七　（略）

２・３　（略）

（削る）

空港出張所	
空港・航空路監視レーダー事務所	
航空衛星センター	
（所掌事務）	

第三十七条　空港事務所は、地方航空局及び航空交通管制部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～二十五　（略）

二十六　建築施設に関する工事及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

二十七　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

二十八～三十　（略）

三十一　空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設の工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

三十二～三十九　（略）

（新千歳空港事務所等に置く部）

第四十条　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、次に掲げる部を置く。

総務部

空港安全部（東京空港事務所に限る。）

管制保安部

施設部（新千歳空港事務所、東京空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（総務部の所掌事務）

第四十一条　（略）

２　新千歳空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の総務部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

３・４　（略）

（管制保安部の所掌事務）

第四十四条　管制保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関すること（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）。

十四～十七　（略）

２・３　（略）

４　東京空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。